

埼玉県官民協働等女性支援事業公募要領

第1 目的

官民協働等女性支援事業は、様々な困難な問題を抱える女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、女性の自立の推進に資することを目的とする。

第2 交付申請団体の要件

本事業の実施主体は、以下のアからウに当てはまる団体で、埼玉県（以下「県」という。）が別に定めるところにより補助するもの（以下「事業者」という。）とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体を除く。

ア 県内にシェルターを有する社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人であること

イ 困難な問題を抱える女性支援活動実績を3年以上有し、かつ、宿泊を伴う困難な問題を抱える女性支援活動実績を1年以上有する団体であること

ウ シェルターが不特定多数の者に開放されておらず、かつ、入所した女性の安全及び衛生並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有していること

第3 対象となる事業

本事業においては、事業者は、以下の（1）ア アウトリーチ支援、イ SNS相談支援、（2）居場所の提供に関する支援、（3）自立支援の事業及び（4）関係機関連携会議への参加を必須とする。

（1）から（4）の事業の実施に際しては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に定める県が策定した基本計画に基づき行うこととする。

なお、（1）から（4）の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市町村、県が設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。

また、事業の実施に当たっては、予算の範囲内において、第9に基づき補助等対象事業の選定を行うとともに、埼玉県官民協働等女性支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び同事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する必要がある。

（1）アウトリーチ支援・SNS相談支援

ア アウトリーチ支援

困難な問題を抱える女性の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる困難な問題を抱える女性に対する声掛けや相談支援の実

施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など困難な問題を抱える女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

イ SNS相談支援

困難な問題を抱える女性からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った困難な問題を抱える女性や、居場所を利用していた困難な問題を抱える女性からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。なお、アウトリーチ支援やSNS相談支援等の際に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくはSNS相談支援等の実施場所又は困難な問題を抱える女性が居住する地域の市町村が、実施主体からの連絡等を受けて、困難な問題を抱える女性に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。

（２）居場所の提供に関する支援

事業者は、困難な問題を抱える女性の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

ア 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（１日から２日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が２週間を超える場合は、自立支援計画を策定する。当該計画内容の適格性を確認するため、必要に応じて男女共同参画推進センターの助言等を受けること。

イ 居場所の提供体制

（ア）居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

（イ）困難な問題を抱える女性の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な困難な問題を抱える女性を受け入れる場合には、女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置する等、きめ細かな支援を提供すること。

ウ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用について

は、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、アに定める自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額とする。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。

エ 留意事項

（ア）居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施する。

ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所、男女共同参画推進センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

（イ）性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

（ウ）居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、事業者は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市町村等に連絡し、必要な支援につなげる。

（３）自立支援

ア 自立支援体制整備事業

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する（累計で２週間を超える場合）利用者については、自立支援計画（様式１）を策定する。自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。

なお、男女共同参画推進センターは、事業者と協議し、利用者の状況を踏まえ、一時保護（一時保護委託を含む）や女性自立支援施設への入所等が必要と判断される場合には、これらに積極的に対応するものとする。また、男女共同参画推進センターは、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うよう連絡調整を行う。

事業者は、自立支援計画に基づき、利用者個々の状況に応じて以下の支援を実施する。

（ア）利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せ

て関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(イ) 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(ウ) 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(エ) 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援する。

(オ) その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

イ 自立支援等スタッフ育成事業

事業者は、民間団体や県内で困難な問題を抱える女性への自立支援等を行うスタッフを育成するための講座開催又はインターンシップ等を年2回以上行うこととする。なお、県は当該講座開催の周知等に協力を行う。また、団体スタッフ資質向上のため外部研修の受講を行うことができる。

(4) 関係機関連携会議への参加

事業者は、県が必要に応じて開催する行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議に参加しなければならない。関係機関連携会議では、困難な問題を抱える女性に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを通じて、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。

第4 補助金等の交付額

補助金等の交付額は、以下のとおりとなる。

- 1 1,320万円を上限とし、事業費（交付要綱別表に定める対象経費に限る。）の10分の10を交付する。
- 2 1の上限額には、経費として、交付要綱別表に定める各種目に係る事業費の10%を事業管理経費として計上することができる。ただし、事業管理経費を含めて1,320万円以内とする。

第5 事業実施期間

交付申請年度の4月1日から3月31日までとする。

第6 経費の補助

本事業に要する費用の一部について、県は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。なお、他の国庫補助金や県補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して第3の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。また、以下の点に留意すること。

- 1 補助金等の交付決定前に支出された経費も対象とする。
- 2 事業開始時期にかかわらず、第5に規定する実施期間中に実施する事業に要する経費をすべて計上すること。（なお、年度途中で事業実施が決定した場合、補助金等の交付

額は交付可能な予算の範囲内で対応することになる。)

第7 交付申請書類の作成及び提出

本事業への交付申請を希望する事業者は、以下の交付申請書類を作成し、県が別途定める提出期限までに下記の提出先に送付すること。

1 交付申請書類

- (1) 交付申請書（別記様式第1号）（電子媒体）
- (2) 所要額調（様式1）（電子媒体）
- (3) 実施計画書（様式2）（電子媒体）（以下「計画書」という。）
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項（電子媒体）
- (5) 歳入歳出予算書（見込書）抄本（電子媒体）
- (6) その他交付申請書に記載した内容を補完するために必要な関係書類（電子媒体）

2 提出先（事務局）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 困難女性支援推進担当

電子メールアドレス a2250-03@pref.saitama.lg.jp

件名：【申請団体名称】官民協働等女性支援事業交付申請

※ 電子メールの送付に際しては、氏名・所属・電話番号を明記すること。

3 本事業の内容、交付申請書類の作成等に関する問合せ方法

問合せ先：上記2の事務局宛てとする。

問合せ方法：原則として、電子メール（上記アドレスあて）によるものとする。

件名：【申請団体名称／質問】官民協働等女性支援事業について

※ 電子メールの送付に際しては、氏名・所属・電話番号を明記すること。

4 交付申請書類提出に当たっての注意事項

- (1) 計画書は、様式に沿って作成すること。
- (2) 交付申請書類の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合がある。
- (3) 要件を有しないものが提出した交付申請書類は、無効とする。
- (4) 交付申請書類の作成及び提出にかかる費用は、交付申請団体の負担とする。
- (5) 提出後の交付申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はしない。
- (6) 提出された書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、交付申請審査以外には無断で使用しない。

第8 審査ヒアリング

計画書の審査に当たり、必要に応じて交付申請書類提出者（以下「申請者」という。）に対して交付申請書類の内容についてヒアリングすることがある。

第9 補助金交付候補者の選定

1 審査の手順

県は事業者から提出された交付申請書類を確認し、その内容に基づき申請者と連絡調整を行い、厚生労働省が別に定める交付要綱や様式に従い申請書を作成し、提出する。

なお、県が行う書類確認においては、提出された交付申請書類の内容等の確認を行い、必要に応じて申請者に問合せや、修正等の指示をすることがある。

2 審査の観点

審査は、採択要件に関する取組内容など、事業内容、実施方法及び事業の効果見込み等を勘案して総合的に行う。

3 審査結果の通知

知事は、申請者に対して、補助金等交付事業としての事業の採択の可否を通知する。

通知に当たっては、県の審査結果等に基づき、交付申請等に際して計画の内容を修正すること等の条件を付すことがある。

なお、この通知は、申請者に対し、補助金交付の候補者となった旨知らせるものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定する。

4 留意事項

補助金交付候補者の決定に係わる審査等の経過、審査結果等に関する問合せには原則として応じない。

第10 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、交付要綱、実施要領及びその他知事からの指示に基づき、補助金等の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を指定する期日までに提出することとする。

交付申請書を審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出する。なお、交付申請書の内容については、審査結果等に基づいて修正を求めることがある。

第11 事業成果等の報告及び公表

事業成果及び交付を受けた補助金等の使用結果については、本事業終了後、交付要綱、実施要領及びその他知事からの指示に基づき必要な報告を行うこととする。

また、県は、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

附 則

1 この要領は、令和7年6月23日に施行し、同年4月1日から適用する。

2 埼玉県若年被害女性等支援事業補助金公募要領（令和6年4月1日施行）は廃止する。